

大名俳諧：細川重賢の場合

西田，耕三

<https://doi.org/10.15017/4741872>

出版情報：雅俗．4，pp.88-109，1997-01-31．雅俗の会
バージョン：
権利関係：



大名俳諧

——細川重賢の場合——

西 田 耕 三

はじめに

熊本藩中興の祖といわれる八代藩主細川重賢（一七二〇—一七八五）は、また文事にも多大な関心を持っていた。本草、仕舞、漢詩などに関し尋常でない打ち込み方であったことが、残存する資料からわかる。そして俳諧も同様であった。細川重賢の俳諧活動については、すでに白石悌三「細川重賢と江戸座点取俳諧」が総括的に概観を行なっており（福岡大学「日本語日本文学」創刊号、三号、一九九一年、一九九三年）、重賢の残存作品も翻刻刊行されている（出水叢書12『俳諧集』、汲古書院、一九九四年）。他の大名の俳諧活動にくらべ、研究の条件は進んでいるといえよう。本稿では、重賢の書簡中に出てくる俳諧関係記事を抜粋し、具体的な場、具体的な人間関係の中にその活動をおくことで大名俳諧の一端を伺ってみようと思う。

永青文庫蔵『重賢公御代御代筆扣』（二冊、薄茶色表紙、大本）は、宝暦八年（一七五八）から天明四年（一七八四）までの間の約六百通（あて先人数六十七名）の重賢の書簡をほぼ年代順に収録する。表題通り右筆による控えであり、さらにその控えを後にまとめて編集したものであるから、二重の意味で間接資料なのであるが、しかし、主君と右筆の緊張関係が一字一句もゆるがせにしない編集態度にも貫かれており、全面的に依拠してよい資料だと思われる。『御代筆扣』は基本的

に、まず年月日、あて名、差出名、右筆の名前、そして内容、という順で記される。内容は、寒中暑中の見舞、物の贈答、謡本の貸借、本草関係や鷹狩の情報交換、乗馬・仕舞・鞠・茶会・俳諧の案内などである。約六百通のうち、三分の一近くにあたる百九十通が、松平相模守あてのものである。次に多いのが、松平筑前守あての四十三通であるから、松平相模守あてのものが群を抜いて多いことがわかる。松平相模守重寛は鳥取藩主で、延享三年（一七四六）生。翌四年に二歳で藩主となった（重賢が藩主になったのも同年。二十八歳）。天明三年、重賢に先立つこと二年、三十八歳で没した。重寛の母桂香院は、重寛の後見として絶大な権勢をふるった女性だが、紀伊大納言宗直の娘で、細川重賢の兄宗孝（七代藩主）の妻（静証院）の妹であった。細川宗孝は江戸城内で板倉修理に他人と見間違えられて斬り付けられ、不慮の死をとげた。宗孝の養子となっていた重賢が後を継いだのだが、重賢の養母（実際は兄嫁で重賢と同年齢）静証院へのいたわりはたいへん深かった。重賢にとっては、静証院との関係から、桂香院も重寛も一族なのである。桂香院五十賀（安永四年）の時の重賢の句「露霜の寒さは知らず千代の松」が残る。重寛の俳号は玉馬。柳沢信鴻の『宴遊日記』にも散出する。重賢は書簡のあて名を「玉馬様」、差出名を「華裡雨」と記すことが多く、親好の意識を隠さない（この『御代筆扣』には、重賢が右筆に指示した書簡の書き方の注記が多くあり、それによれば、あて名、差出名の書き方にも相当に注意がはらわれていたことがわかる）。俳号をあて名にした例は、他に「三花」（青木甲斐守一貫）がある。また別に、永青文庫には、妻の由姉姫に対して「蘭船」、差出名を「花裡雨」と記した書簡が残っている。ちなみに「蘭船」は重賢俳諧に一座したことがある（宝暦元年十二月十六日、宝暦二年正月十二日。後述）。重賢が由姉姫（久我右大臣通兄の娘）と結婚したのは寛延三年（一七五〇）二月二十七日であった。重賢三十一歳、由姉姫二十一歳。

以下、『御代筆扣』の中の俳諧関係記事の内容に従っていくつかに分け、他の資料を併せ記す。他の資料とは、『細川重賢公懐中日記』（以下『日記』）『重賢公御側日記』（以下『御側日記』）、鳥取藩の『江戸御留守居日記』『御在国御在府日記』等である。『日記』『御側日記』は出水叢書9・10『重賢公日記』（汲古書院刊）、鳥取藩資料は鳥取県立博物館蔵本による。なお右筆名は省き、差出人名も特別の場合を除き省略する。句読点は引用者。手紙の一部の抜粋が殆どだが、前後を

省略した旨の表記はせず、部分をその儘引用する。「夕」は「より」に改め、漢字表記も通行のものに改めた。引用書簡には通し番号を付した。

一 興行

1、明和八年十一月十六日 相模守様 松平

且又廿四日貴亭江之儀、夕飯後参上候様被仰下忝弥其時分より伺可仕候。此間之通俳諧宜有御座候。存義被招呼候儀ハ存寄無御座候。御勝手次第可被成候。

○明和八年は、重寛二十六歳、重賢五十二歳、存義六十九歳である。十一月二十四日の『日記』に「八代洲河岸」。八代洲河岸は鳥取藩上屋敷のあった所で、熊本藩邸のあった竜ノ口から程近い。同日の『御在国御在府日記』には、「左之御方様、御出懸り之体ニ而追々被成御出、於御居間御餐心。出御庭御蹴鞠有之。御相手も被招呼、御城坊主三人罷越。越前守様、越中守様、播磨守様、御広敷江も御通り、緩々被成御座、夜九時過迄ニ追々被成御帰」と記される。「左之御方様」は、重賢の外、松平越前守（福井藩主松平重富で、徳川宗尹の三男。この年二十四歳。俳号錦車）、松平播磨守（常陸府中の松平頼濟）、有馬上総介（久留米の頼貴。頼僅の子）、毛利大和守（就馴）、柳生但馬守（俊則、俳号李井）、松平靱負（旗本）、戸田五介（旗本、鷹匠頭）。存義の名はない。あるいは存義は来なかったのか。「御出懸り之体」とは「供揃」と対になる言葉で、私的で非公式の外出を意味するのだと思われる。安永六年五月九日、鳥取藩邸へ細川越中守（重賢）、酒井雅楽頭、堀田相模守、伊達和泉守が「御出懸之体」でやって来て俳諧を行なった（同日の『日記』に「八代洲河岸へ 十評」とある）。その時の送迎の仕方について『御在国御在府日記』は、「右之御方様御出懸りニ付、御出之節御家老共初何れも不罷出。雅楽頭殿御帰之節、罷出候之事。相模守殿者諸大夫ニ付不罷出候得共、引続御帰ニ付其儘平右衛門儀も罷在候事。都而御家老共、右等之節罷出候儀者、四品以上之御方江ハ罷出候事」と記す。また『江戸御留守居日記』安永四年十月十八日の条「今

日細川越中守様差掛り御出被成候付」の「差掛り」も同じ意味だろう。

2、明和九年二月一日 玉馬公

昨日者得寛話大慶仕候。其節御噂仕候先月廿日御出之節之百韻之儀、被仰下則附御使申候。……再白、来ル十日之義、弥八半比より御出可被下候。越州者茶事故、九比より参被申ニ而可有御座候。専左衛門参候様被仰付可被下候。夕方者俳諧も相催可申候。必御出奉待候。以上。

○正月二十日に熊本藩邸へ玉馬が来て俳諧が行われたことは、「十二評」(『日記』)、「八半時之御供揃ニ而、細川越中守様江為御振廻御出被遊候(『江戸御留守居日記』)「夜五時過御帰被成候事」(『御在国御在府日記』)の記事でわかる。「噂」になつたのは「百韻」の出发点のことであろう。「再白」以下は、二月十日の振舞の件である(次項)。

3、明和九年二月十日 越前守様 松平

拝見、愈御平安奉珍重候。今日者愈御出被下候由忝奉待候。茶事客付之義、被仰下御端書之趣共承知仕候。則書付入御覧申候。此外二者松平相州被参筈御事候。……

茶事

断 戸田五介

有馬一学 江

河野仙寿院 申遣候

断 吉田栄元

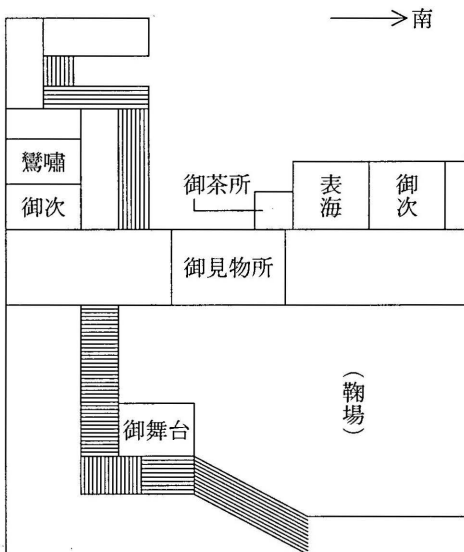
○二月十日の件について、二月八日には松平越前守に「明後十日弥御出可被下由忝奉存候」と念を押し、玉馬には、松平鞠負も同道したいということだが、当日は連が多いので残念ながらお断りすると手紙を出し、二月九日には、同じく玉馬へ、

明日は八ツ半頃より来てほしいこと、越州も河野仙寿院も来ること、その他は分らないこと、専左衛門には八ツ半過に來てくれるように、ということを書いてある。『日記』は「茶客鞠七評」。『御在国御在府日記』『江戸御留守居日記』は正月二十日とほぼ同じ記し方。二月十日は、昼の十二時頃に松平越前守、有馬一学（旗本、鉄砲頭）、河野仙寿院（奥医師）らが来て茶事、三時頃玉馬らが来て鞠、夕方から俳諧、夜の八時頃散会、という催しだったのである。専左衛門は鞠の要員だったのである。玉馬の側に小林専左衛門という人がいるから、あるいはその人か。この日の記事で、大名俳諧が茶事や鞠と一連のものであったことがわかる。これより前、明和八年八月五日の松平相模守あての手紙では、八月十日に来てもらうことの喜びを述べたあと、「其節鞠計ニ仕、俳諧者相催不申候間、柳生へ者不申遣候」と言っている。「柳生」は前述の通り「李井」。

4、安永二年五月六日 玉馬君

然者来ル十日参上之儀、尚又被仰下忝奉存候。昼過より伺公可仕候。

○五月十日「八代洲河岸 十三評」（『日記』）。『御在国御在府日記』は、「左之御方様（細川越中守、柳生但馬守）御出懸之体ニ而、八時比より御出。上使之間ニ御座付、御休足之間江御通り、夫より於御居間ニ汁五菜之御料理出、相済、越中守様江者御前御同道ニ而、御広敷江被為入、御吸物御酒被召上。又御居間ニ御帰、一汁五菜之御夜食出、緩々御滞座。夜四半時被成御帰候事」。玉馬の妻は田安宗武の娘。俳諧が行われたのはいつどこであったのだろうか。「緩々御滞座」した二度めの「御居間」でだったのだろうか。熊本藩の江戸



での文事を中心場所は、竜ノ口邸にあった表海楼と鸞囀閣で、『後鑑雜記』（永青文庫蔵）という、これも右筆が編集したと思われる書物によれば、表海楼は「本御居間」、鸞囀閣は「常ノ御居間」であった。藩邸のほぼ中央に位置し、配置は図のようになっている。『銀台遺事』には、「常の御座より表海の御座敷へ参り給ふあはひに、少しの庭ありて、沓をはき給ふ所あり」という記述もある。ちなみに、この「本御居間」「常ノ御居間」の差を意識して細川重賢俳諧資料をみると、貴顕の人々が一座する場合は表海楼、そうでない場合は鸞囀閣という使い分けがなされていることがわかる（人物では李井（柳生但馬守）、時期では天明期に僅かの例外はあるが）。とにかく鳥取藩邸の「居間」も似たような用途をもった部屋であったと想定する。五月十日の翌日、重賢は「松平相模守様」あてに「昨日者伺公仕、得寛話、殊種々御饗応忝奉存候」と、礼状を出している。

5、安永二年八月八日 玉馬様

然者来ル十一日之義、昼比より参上候様被仰下忝承知仕候。且又餅字岱雨波京いづれも思召次第可被召寄由、委曲御紙表之趣、被入御念候御事御座候。

○餅字は、お城坊主（この時期、表坊主組頭）小坂長春の俳号。岱雨、不明。波京は能役者喜多七大夫の俳号。長春、七大夫は、熊本藩邸へもよく出入りしていた人たちである。重賢は八月四日にも「十一日差支も無御座候間、伺公可仕候」と書き送っている。八月十一日「八代洲河岸へ」（『日記』）、「九半時之御供揃にて八代洲河岸へ御出、御滞座」（『御側日記』）。

『御在国御在府日記』は、「左之御方様（細川越中守、柳生但馬守）今日御出懸り之立ニ而、昼時頃より御出被成候付、御饗応有之。相済、夜四時頃より御門玄関追々御帰被成。右ニ付御城坊主も被召呼候事」。ここでわからないのは、熊本側は「御供揃」、鳥取側は「御出懸り」と言っている点である。この記事に間違いがないとすれば、出かける際には供揃えをし、すぐに（あるいは途中で）解くということだろうか。

6、安永二年八月二十三日 玉馬様

昨日者御出被下忝緩々得貴慮大慶仕候。乍去無風情御残多奉存候。

○八月二十二日が俳諧であつたことは、「八代洲河岸ヨリ 八評」(『日記』)、「松平相州様・堀田相州様・松平内膳正様・織田丹後守様御出、御俳諧、長春・永庵・意泉・七太夫参上」(『御側日記』)でわかる。堀田相模守は佐倉藩主堀田正順。松平内膳正は今治藩主松平定奉(定休とも)。柳沢信鴻の『松鶴日記』天明六年正月二日の記事によれば、俳名甘棠。織田丹後守は大和芝村藩主の輔宜であらう。永庵、意泉はそれぞれ石井永庵(俳号、田旦)、近藤意泉(俳号、百樹)で、お城坊主(表坊主)。喜多七大夫は俳諧だけでなく、本職の謡や仕舞の稽古をつけるためにもよく来ていた。喜多流九世大夫の七大夫古能である。『後鑑雜記』によれば、細川重賢は、宝暦十一年十二月、喜多十大夫・七大夫から、「七曲舞謡不残」伝授を受けている。十大夫は喜多流八世太夫親能で、七大夫古能の養父である。

7、安永二年十月二日 玉馬様

然者其節御噂之儀、来ル七日八日御障無御座由被仰下忝承知仕候。七日伺公可仕候。

○十月六日には「然者明日昼比より弥伺公可仕由忝奉存候」と確言している。十月七日「八代洲河岸へ」(『日記』)、「四時御供揃竜ノ口邸へ被為入、直ニ八代洲河岸へ被為入、御出懸御乗馬、御帰殿九時」(『御側日記』)。「竜ノ口邸へ被為入」というのは、熊本藩上屋敷のあつた竜ノ口邸が安永元年二月二十九日火災で焼け、再築されてこの年安永二年十一月十一日に引越すまで、重賢は白銀の邸に住んでいたからである。この十月七日に俳諧があつたことは記されていないが、十月十六日付けの玉馬あての手紙で、重賢は「此間之出点」について言及しているから(書簡19番)、おそらくこの日俳諧は行われたであらう。

8、安永三年正月二十五日 玉馬様

八日故障無御坐候間、御出被下候様支度候。其節孔阜吐雲江も可申遣候。李井も今日者参不申候。百樹者参申候。

○正月二十五日「七評 則評五評」(『日記』)。百樹は前述の通り近藤意泉。孔阜は明石藩の松平若狭守直泰。吐雲、不明。二月八日の件について、二月一日玉馬あてで「孔阜江者此間掛合置候。吐雲江者明日從是可申遣候」と言っているが、『日記』では「相州 七評」を消しているから、成立しなかったものであろう。

9、安永三年二月十八日 玉馬様

拝見、昨日者無御障御出被下忝緩々得貴慮大慶仕候。乍去風情も無之御残多奉存候。

○二月十七日「八代洲河岸ヨリ 六評」(『日記』)、「八時御供揃ニ而細川越中守様江被成御出、夜五時被成御帰候事」(『御在国御在府日記』)。

10、安永三年四月五日 玉馬様

一昨日ハ参上、緩々拝顔大慶仕候。段々御饗応忝奉存候。

○四月三日「八代洲河岸へ 十評」(『日記』)。「左之御方様(細川越中守、木下左衛門佐、伊達和泉守、青木甲斐守)御出懸リニ被成御出、御居間二汁五菜之御料理出、緩々御滞座。夜入被成御帰候事」(『御在国御在府日記』)。木下左衛門佐は日出侯木下俊泰(重賢と漢詩の応酬が多かった人)の子俊胤。伊達和泉守は伊予吉田藩主村賢。四月三日 松平相模守様にて／題郭公 故郷はきのふ初音が郭公／題麦秋 麦刈て二度の詠や青海波／題初鰯 一日も早きをかちのかつほ哉／水鶏 明けては水鶏のたゞく扉哉」(『重賢公狂歌・俳諧書留』)。集まりでは、連句だけではなく、このように発句も作っていたのである。

11、安永四年十月二十二日 玉馬様

拝読、廿五日御出之義、昨夜得貴意候付而御楮上之趣被入御念御事奉存候。右之節、三花相招候様被仰下承知仕候。

○十月二十五日「九時之御供揃ニ而細川越中守様江御出被遊候」(『江戸御留守居日記』)。この時の表海楼での百韻が残っている(書簡26番)。但し三花は一座していない。

12、安永四年十二月十一日 玉馬様

一昨日ハ参上之处、種々御馳走不浅忝存候。

○十二月九日「八代洲河岸へ」(『日記』)。『御在国御在府日記』によれば、他に木下左衛門佐、久留島信濃守が「御出懸ニ立候而」やって来た。召し呼ばれたのは、小坂長春、星野道喜、石井永庵、伊藤道寿、土田友把、石井立德というお城坊主(『江戸御留守居日記』)。これもこの記事だけでは俳諧のための集まりとは言えないが、十七日、二十日の出点に関する手紙(書簡27番)がこの日のことを言っていると推定する。

13、安永六年五月二十日 玉馬様

拝読、如命一昨日者御出被下忝、何之風情も無御座候处、緩々御滞座大慶仕候。

○五月十八日「相州 十評」(『日記』)、「今四半時之御供揃ニ而、為御振舞、細川越中守様江被為入候」(『江戸御留守居日記』)。この時の表海楼での百韻が残っている。但し、買明、楼川、鶏口、多少、祇丞、温克、田女、常仙、宗梅、菊堂、白頭、冬英の十二評。

14、安永九年六月二十三日 青木甲斐守様

御勤番珍重之御事候。織田山城江御致声之趣致承知候。未寛々出会も不致候。誹事も折々相催、皆々御噂申候。

○織田山城守は重賢の妹婿、丹波柏原の織田信旧。青木甲斐守(三花)はこの時大坂城番。江戸に帰るのは翌年の八月十六

日である(『宴遊日記』)。「御代筆扣」には、このように、目前の俳諧の連絡でない消息も、あるいは目前の俳諧の場に來られなくなった人への手紙もある。いくらか書き抜いておこう。「尚々来春も俳諧相催候節ハ、御招申ニ而可有御座候」(安永二年十二月二十四日、松内膳正様)、「今日之義少々御風氣ニ而御断之段、御残多御事候。折角御保養可被成候。重而相催候節、御出被下様仕度候」(安永三年二月二十日、松内膳正様。『日記』ではこの日「七評」)、「今夕之儀御不快ニ付御出難被成由ニ而委細御紙面之趣、具ニ致承知候」(安永三年三月五日、青甲斐守様。『日記』は「五評」)、「今晚御出可被下处、御持病之御痔疾被差発候由ニ而御断之趣承知仕、残念奉存候」(安永三年三月二十日、玉馬様。『日記』は「八評」)。同日、松平内膳正も風邪で断ってきている、安永三年四月二十日には、玉馬が「御多用御取紛ニ付」、安永四年七月二十日には、松平内膳正が「御齒御痛に付」、安永五年二月二十二日には、玉馬が「御病所ニ付」断っている。これによつて俳諧そのものが中止になる場合もあった。また安永五年五月十一日、松平内膳正あてでは、「少々御持病氣ニ付而明日御出難被成由、残念存候」「廿日相催候間、御出可被下候。若廿日故障候ハ、其趣可申進候。相催候ハ、最早申進間數候間、必御出待存候」と言っている。五月十二日、二十日も作品は残っているが、甘棠の名は見えない。安永七年閏七月十日、酒井雅楽頭あては、「誹相催候節御出可被成由、承知仕候」というもの。酒井雅楽頭忠以は姫路藩主で、俳号銀鵝。

二 点 取

細川重賢の俳諧活動の中心は、江戸座宗匠を点者とした点取俳諧である。このことに関係する記事を抜粋してみよう。

15、宝曆九年七月十六日 松山公子 重賢

先宵者預御出忝存候。得寛話大慶不少候。其節之句締且其後之五評も、出来候者何れも懸御目可申由被仰越候趣、致承知候。未集り不申候。追而相揃候上進可申候。

○松山公子は出羽松山藩の酒井山城守忠起。享保二十年生。妻は新発田藩主溝口出雲守直温（俳号、梅郊）の娘。松山公子と重賢とは、俳諧より漢詩を介しての親好が目立つ。「句締」は懐紙（点帳）の巻末に点者の記す総評、署名、印、抜句等を言う。「五評」は、ここではすべての句の五人の点者ごとの点を集計した帳を意味しよう。

16、安永二年五月二十日 松平相模守様

先日之百員、出点相済候に付、御詠草共被遣之忝落掌仕、則遂被見直返璧仕候。拙子勝候巻者任仰留置申候。

○五月十日の十三評を指すのだらう（書簡4番の記事）。「巻」は点者ごとの懐紙を言うのであるが、「御詠草」は不明。作品に作者名も点数も入れた最終帳と解しておく。前項の「句締」は懐紙、「五評」は詠草にあたるのであらう。

17、安永二年八月十八日 玉馬様

此間之出点御見せ被下、忝奉存候。一覽仕、則返上仕候。買明点、参次第御見せ可被下由承知仕候。

○八月十一日の興行と推定する（書簡5番）「出点」は点者から懐紙が返ってきたこと。八月二十七日玉馬あてで「然者十評之内、買明昨日出点仕候由ニ而被遣、忝奉存候。一覽仕、則致返進候」と言っている。

18、安永二年八月二十九日 玉馬様

再白、去ル廿二日席上之八評、出点相済候付、則披申候。懐紙八巻詠草共懸御目申候。急申候間、詠草清書間ニ合不申候。鹿相成儘ニ而懸御目申候。今夕従是為持進可申所、御使被下候間、乍序附御使申候。以上。

○八月二十二日の八評（書簡6番）。点者から懐紙が返ってくると、それを抜き、引墨点印から点数を集計し、作者名をすべて記入し、詠草を作成するのであらう。懐紙だけではすべての句の作者がわかるとは限らない。

19、安永二年十月十六日 玉馬様

然者此間之出点相揃候付而、御詠草ともに被遣之忝、任仰留置、一覽返進仕候。

○興行は十月七日と推定する（書簡7番）。

20、安永二年十一月十三日 青甲斐守様

且又二日席上十斧、出点相済候ハ、可掛御目由致承知、則附来使候。

○十一月二日、「十評」（『日記』）、「御俳諧ニ付、伊達和泉守様・青木甲斐守様・織田丹後守様・大久保吉十郎殿・松平主税殿・加藤登之助殿御出、長春・意泉・七大夫・鶏口参上」（『御側日記』）。書簡中の「二日席上十斧」は「頃日之誹書」を、「可掛御目由」は「入御覽可申由」を、それぞれ重賢が添削した結果である。大久保吉十郎は旗本の旗本の大久保教和か。松平主税は中奥の小姓康道、加藤登之助も旗本の泰朝（タカ）であろう。

21、安永三年二月二十四日 玉馬様

然者頃日御出之懷紙、出点之儀被仰下承知。昨日披キ相済、青木甲斐守、織田山城守一覽、直ニ持参ニ而御座候。定而青木方江参居可申候間、彼方江被及御取遣候様ニと奉存候。

○二月十七日の六評か（書簡9番）。それぞれに点を氣にしている様子がよくわかる。

22、安永四年八月二十日 玉馬様

此間之評 未一評相揃不申、不残揃候上入貴覽可申候。

○八月九日の俳諧であろうか。「拾二評」（『日記』）。

23、安永四年九月十二日 玉馬様

然者先日参上之節之卷、出点御開卷之由にて被差越、忝落掌仕候。右卷李蹊江相達可申由承知仕候。来ル十五日、拙宅江被参答候間、其節示教之趣を以、通達可仕候。

○九月五日、「八代洲河岸へ」(『日記』)、「今日御客ニ付御城坊主被招呼」(『江戸御留守居日記』)。李蹊のこと不明。

24、安永四年九月二十七日 松内膳正様

然者此間之九評、別紙書付入御覽候。御勝之懷紙二冊共直ニ御留置可被成候。

○九月十八日の表海楼での百韻で作品が残っている。九評のうち甘棠勝は宗梅・白頭評。ちなみに華裡雨の勝は存義・祇丞評。「留置」とは、この場合ずっと保持し続けることであろうから、懷紙の残存状況とも関係する事柄である。永青文庫に残る懷紙は、五評なら五評すべての懷紙が残っている場合は殆んどない。勝った懷紙は留め置くというしきたりの結果なのであろう。

25、安永四年十月十七日 玉馬様

然者此間参上之節之十評被指越、被仰下趣承知仕候。李蹊江差廻し、廿一日ニ其御方江廻し被申候様、通達可仕由、尤勝之卷者直ニ被止置候様、可申達由、則委細申遣候。

○「此間」は十月十一日か。「八代洲河岸へ」(『日記』)、「今日御客様被成御座候付、左之通被招呼候 小坂長春・星野道喜・土田友巴・石井立徳」(『江戸御留守居日記』)。

26、安永四年十一月十九日 玉馬様

然者廿五日之卷、被成御覽度由承知仕候。披相済候付、則七評附御使呈進仕候。直ニ御留置可被成候。右之内田旦勝者、

参上之節御渡可被下候。

○十月二十五日の興行は書簡11番。買明、鶏口、多少、温克、田女、常仙、宗梅の七評で、温克を除いてすべて玉馬の勝ち。「直ニ御留置可被成候」と言うのももつともである。温克評のみ田旦勝ちで、たしかにこの興行における懷紙は、この温克評のもののみ永青文庫に現存する。

27、安永四年十二月十七日 玉馬様

然者此間参上之節之十評、御披相揃候由ニ而御詠草共被指越、忝致落掌候。任命李蹊江指廻、彼方より返呈有之候様通達可仕候。

○十二月九日の俳諧か（書簡12番）。安永四年十二月二十日の玉馬あてでは「然者此間参上之節御催之一卷、為持被差越忝落掌仕候」と言う。これも九日の俳諧に関するものか。華裡雨勝ちの一卷があつたのだろう。李蹊は依然として確定できないが、あるいは久留島信濃守通祐か。

28、安永五年二月十日 雅楽頭様酒井 越中守

然者頃日者十五評玉馬方より指越候付、来簡共為持進申候。御順達可被成候。

○正月二十九日「八代洲河岸へ」（『日記』）。

29、安永六年五月十五日 玉馬様

然者此間之百吟御開卷、御廻文共ニ落掌。御細書之趣忝承知仕候。順達可仕候。

○五月九日の俳諧であろう。安永六年五月七日付け玉馬あて「九日之義被仰下忝、必参上縷々可得貴意候」。五月九日、「八代洲河岸へ 十評」（『日記』）、「左之御方様今日御出懸之体ニ而御出被成御饗応有之。夜ニ入御帰被成候事 細川越中

守様、酒井雅楽頭様、堀田相模守様、伊達和泉守様」(『御在国御在府日記』)。なお書簡1番。同五月十五日付けで重賢は酒井雅楽頭へ回送している。「然者玉馬より此間之百吟開卷之由ニ而差越候。廻文共ニ進申候。貴覧之上、吐雲子江御廻可被成奉存候」。吐雲は、堀田相模守正順か伊達和泉守村賢ということになる。

30、宝暦十年四月十一日 山城守様 越中守

先日之愚評之儀、段々及遅引候。追而自是可申達候。

○山城守は松山公子(酒井忠起。書簡15番)。これは重賢が松山公子の句に批点を加えている場合である。以下、重賢の点評の例を列挙する。安永二年十月二日付け松平内膳正あて「然者御懷紙被遣之、点之儀被仰越、致承知候。相済候上、自是為持進可申候」。安永三年二月十日付け松平左兵衛督あて「然者御尊之百韻為持被下、委曲御示教之趣、承知仕候。御懷紙留置、追而返呈可仕候」。安永三年三月十二日付け三花あて「然者一卷被遣之、委細御紙面之趣致承知留置申候。急ニ者出来仕間敷候間、左様可被思召候」(この時の華裡雨点の結果が「三花様百韻」として『重賢公狂歌・俳諧書留』に残る)。安永五年四月十二日付け佐竹竜岐守あて「然者御尊之二百韻被遣之、御示教致承知候。追而自是可得貴意候」。佐竹竜岐守の二百韻についても、書拔等が『重賢公狂歌・俳諧書留』に記録されている。

三 発句・摺物の贈答

発句や摺物の贈答、あるいはそれらの依頼の記事も目につく。贈答・依頼の相手別にまとめておこう。

玉馬(松平相模守重寛)

31、然者摺物之事被仰下、御細翰之趣被入御念儀奉存候。則十二枚進呈仕候。(明和四年十二月十一日)

32、且摺物之儀則呈進仕候。(明和八年十二月十一日)

33、昨夕者御手紙拝読。名月御摺物御恵投忝奉存候。(安永二年八月十六日)

34、再白、御別紙之趣承知仕候。菊之発句則附来使申候。十三夜之発句ハ不仕候間、呈進不仕候。(安永二年八月二十三日)

35、然者昨日被仰下候十三夜発句之義付而猶又御紙表承知仕候。則附来使呈進仕候。(安永二年八月二十四日)

36、懷中摺物之事承知仕候。出来次第進覽可仕候。(安永二年十二月五日)

37、然者歳旦御摺物且御内証ニ而御拵被成候御摺物、御恵投不浅忝奉存候。(安永三年正月四日)

38、且牡丹発句之儀被仰下承知仕、任仰則進呈仕候。(安永三年三月三十日)

39、且発句之義承知仕候。(安永四年十月二十七日)

40、然者歳旦御摺物御恵投、乍毎忝感吟仕候。且又御内証ニ而出来之略曆被懸貴意、不浅忝是又御趣向重宝可仕奉存候。宜

御礼被仰可被下候。(安永五年正月二日)

○31、32は同じく十二月十一日である。この時期の摺物は何が主題なのであろうか。時期からみて、36の「懷中摺物」と同じものかとも思われるが、内容はやはりわからない。37の「御内証ニ而御拵被成候御摺物」とは、玉馬の奥方が作った摺物のことであろう。40の記事からそう推定する。

甘棠(松平内膳正定奉)

41、且又時雨御摺物被遣忝感吟不少候。(安永二年十月二日)

42、再白、歳旦御逸作御恵投忝感吟不少候。(安永三年正月八日)

43、然者雖御摺物被成候を御見せ被下忝御物好と存候。(安永三年三月五日)

44、然者良夜之佳句御見せ被下忝感吟仕候。(安永四年八月十五日)

45、然者歳旦御佳作被投之忝感吟不少候。(安永五年正月十七日)

46、然者短冊被遣被仰下趣承知、随仰相認候。(安永五年三月三日)

47、且名月御摺物拝吟、感情不少候。此元も折々誹事相催候。(安永七年九月二十四日)

○47は甘棠在国時のこと。

孔阜(松平若狭守直泰)

48、然者孔阜より相廻候茶の摺物、為持被遣忝落掌仕候。(安永二年九月九日、玉馬あて)

49、然者其節御噂之孔阜催之摺物、早苗卯花者相止、水鶏ニ成候由承知仕候。当時甚事多、水鶏之句者出来兼候付、御断申候。(安永三年四月五日、玉馬あて)

50、拝誦、水鶏発句之儀ニ付猶又御示教承知仕候。十日迄ニ出来候ハ、進覧可仕候。(右同日、玉馬あて)

51、水鶏発句之儀に付御細翰之趣承知仕候。頃日甚多用御座候而出来不申候。此度者及御断申候。(安永三年四月十三日、玉馬あて)

52、拝誦、水鶏之句進覧仕候付而委曲貴報之趣被入御念候義奉存候。(安永三年四月十六日、玉馬あて)

53、然者孔阜催候摺物、出来参候由ニ而為持被下落掌、不浅忝奉存候。(安永三年四月二十四日、玉馬あて)

○孔阜との関係はすべて玉馬との書簡を通してである。

吐雲(不明。書簡29番)

54、然者十三夜摺もの、吐雲方より参候由ニ而被遣之忝落掌仕候。(安永二年九月十四日、玉馬あて)

55、然者吐雲より初午之発句被申越候由、明々縷々御示教被入御念義承知仕候。任仰則呈進仕候。(安永三年正月二十七日、玉馬あて)

56、然者吐雲此度杜若之摺物被致候付而被仰下趣承知、則発句仕進申候。(安永三年三月二十六日)

○吐雲との関係もすべて玉馬との書簡を通してである。

三花（青木甲斐守一貫）

57、然者短冊二葉被指越、縷々御示教之趣致承知候。則発句相調呈進、且外ニ兼而御約諾之発句も調進申候。（安永三年四月二十八日）

四時庵紀逸

58、然者来月十一日、四時庵十三回御忌ニ付、被催御追悼之御集度由ニ而被仰越通承知。御断ニも及可申候得共、任無御隔意卑章進呈申候。（安永三年三月二十八日、松平内膳正あて）

59、然者来十一日御追悼之発句、此間進申候。少々存寄御座候付、致直進申候。（安永三年四月五日、松平内膳正あて）

○慶紀逸の十三回忌が安永三年だから、没年は宝暦十二年となり、通説通り。なお『俳諧集』二七二番の続二百韻には、甘棠、米仲、再賀、謂北、存義らとともに紀逸も花裡雨俳諧に一座している。

おわりに

言うまでもなく、細川重賢の俳諧活動はすなわち人間関係であった。その関係集団を三つに分けるなら、諸侯、家臣団、そして、俳諧師や能役者や鞍師やお城坊主など、その技芸・立場によって人間関係の媒介となる存在、となるだろう。

『御代筆扣』でみる限り、玉馬こと松平相模守重寛との交流が他を圧倒している。だが、実際に残された作品では、むしろ玉馬の参加は少ない。これは作品の残存の問題であり、また俳諧の催しに人を誘ったり誘われたりする場合の、その仕方の問題でもあり、さらには書簡の残存の問題でもあろう。前掲白石論文が華裡雨入集の俳書として紹介した嵯川八十賀集『百福寿』（安永七年刊）、有無庵存義編『野つち』（安永八年刊）には、玉馬も入集している。『野つち』下巻巻頭の「萩」と題する玉馬の句文の一部を引いておこう。

月宿す露かつほミか萩の花 玉馬

夕へのむら雨は虫の音をとゝめ、今朝のあらしハ桐の一葉を落せり。寂々たる秋のけしきも草の花のくれなゐに入日を輝し、其さまいと面白くこそおほゆれ。されは有無菴の許に小さき萩のはへるか、このころ花も盛にして人くまかりて、発句などしつゝ興を催せり。かくてやミなんも本意なしと、彼秋草を種として出来る程の句などつゝり合せぬれば、一つの冊子となれるよし聞へ待れば、いてや吾も発句してまいらせんと筆に任せてかく……

また『百福寿』入集の玉馬の句は「ハツからも末長き日そさくら符」(中巻)というものである。

玉馬が没したのは天明三年(一七八三)十月十八日。重賢の『日記』には十月七日、十月十三日に「相州へ見廻」、十月十八日に「八代洲河岸事」と記す。鳥取藩の方では、病氣見舞の人々への応対として、十月十六日に「御城坊主組頭小坂長春、平御坊主木村養哲、石川順仙、石井永三」を呼んでいる(『江戸御留守居日記』)。一方、柳沢信鴻は玉馬の死の前後、「在転より玉馬十五評自評点附来る」(十月十四日)、「玉馬大病の由知らせ申来る」(十六日)、「暮過玉馬差重り申来る」(同)、「去十八日玉馬逝去の由上邸より申来る」(十月二十日)と記している(『宴遊日記』、『日本庶民文化史料集成』第十三巻、三一書房、による)。

重賢の奥方由婦君の俳号が蘭船であることは前述の通りである。一方、『治年公重賢公御年譜』(永青文庫蔵)には、楽近子(塚本一甫老)、李井君(柳生采女)、架水(木下大和守)と並べて、蘭舟は御前様の俳号だという記述がある。蘭船と蘭舟は同一の意識で使われているのかもしれないが、その違いを今は改号と考えておく。重賢の嗣子治年も俳号錦城を東岸(又は竹楊)と変えたという記事がある(永青文庫蔵『治年譜』)。重賢の奥方の俳号を蘭舟と考えた時、重賢俳諧において、意外に多く蘭舟が参加していることに気づく。「蘭君」も「蘭船」あるいは「蘭舟」のことだと思われるが、今それは勘定に入れないとして、「蘭舟」名で重賢俳諧に一座している俳諧は、現存資料の限りで、二十一回ある。あくまで現存資料の限りであるが、重賢俳諧のほど五%にあたる。しかもそのうちの十八回が、俳諧の興行場所が雲和閣なのである(他の三回は場所が不明)。しかもその十八回の俳諧は、安永八、九年に集中している。しかも十八回のうち十回において、重賢は同

日後刻、蘭舟ぬきで歌仙（一回は世吉）を行っている。そして雲和閣での俳諧の多くの場合、『日記』に特殊な印がついている。あるいは蘭舟主催の俳諧であったのかもしれない。ただ、今雲和閣の位置を確定することができない。『銀台遺事』には、この由姉姫について「いかなる御事にや、御年さかりにまし／＼し頃より、御目を煩はせ給ひて、さまざま療治を尽させ給ひけれども、其しるしなく、つひにしひさせ給ふ」とある。明和二年四月七日、重賢、清源院（重賢妹）とともに家臣松野亀右衛門を訪れた時、二人は自筆の詩歌を与えたのに対し、由姉君の歌は「太守様（重賢）御筆被遊候」ということがあった（永青文庫蔵『重賢君綿考輯録』）。『銀台遺事』の盲目の記事と関係のあることなのであろうか。『重賢公御年譜』から蘭舟作とされる句をいくつか書き抜いてみる。「世のうさも我身もつゝむ丸合羽」「白鷺にふみつふされてかきつはた」「人參の干す身の上に祈るとは」というものである。

安永三年二月十日付け「松左兵衛督」（不明。旗本、松平政興か）への手紙で（書簡30番）「私表徳之儀被仰下則左ニ記申候。将亦御同苗様より御致声忝奉存候」として、手紙の最後に「華裏雨」と記している。これは細川重賢が俳諧好きの大名として、他人に知られていたことの一つの証左である。

重賢俳諧に一座した家臣団は、ほど近習、小姓を中心にしていた。が、今その具体は省略に従う。

最後に、いわば人間関係の媒介となった人たちの中から、餅字、田旦、存義をとりあげてみよう。

餅字の七十を祝った重賢の句「餅に字を又書春を待そかし」が、「七十の初度を賀して小坂長春へ被下候
長春表徳号餅字」という前書とともに『重賢公狂歌、俳諧書留』に収録されている。これは配列から、安永十年のことと思われる。とすると、餅字は重賢より八歳の年長ということになる。重賢一座の俳諧で最も重賢から信頼されていたことは白石論文の記す通りである。ただ、今その没年を明らかにすることができない。

田旦もお城坊主。石井永庵である。井上降明編『佐藤朝四随筆集』（近世風俗研究会、昭和五十五年）の「古事記布俱路」には、「此田社、田旦が師匠にて平砂か集の時、田旦、朝四、田社、麦雨、平砂、歌仙あり」と載っている。田社の弟子である。田社も細川重賢俳諧の宗匠・点者の常連であった。田旦は「金田御婦人」とともに重賢俳諧の点者を勤めているし、

安永六年八月二十一日の玉馬あて重賢書簡では、玉馬が娘の病気で外出できないこと知った重賢は、「御尤之御事奉存候。且田旦を以得貴意候」と言っている。餅字と同様、信用していたお城坊主だったことがわかる。先程の『百福寿』には田旦も入集している（中巻）。

馬場存義と細川重賢の關係は言うまでもないことなので、ここでは、鳥取藩の『江戸御留守居日記』から、存義と玉馬の交渉を示す記録を引いておこう。「柳生但馬守様、今日九半時頃より御出懸りニ被成御出、御居間へ御通り、御饗応有之。暮時過御帰被成候。右ニ付左之面々被召呼罷越ス。伊藤道寿・馬場存義」（天明元年八月十四日）、「左之御方様、今日昼時過より御出懸りニ被成御出、御居間ニ御通り、御饗応有之。夜四時前追々御帰被成候。併左之面々も右ニ付被召呼候事。細川越中守様・柳生但馬守様・小坂長春・石井永庵・伊藤道寿・馬場存義・喜多七太夫」（天明元年十一月二十七日。ちなみに重賢『日記』ではこの日「八代洲河岸へ」）、「左之御方様（九鬼長門守・柳生但馬守）、今日八時頃より御出懸り被成御出、御居間御通、御饗応有之。夜五時頃被成御帰候。併右ニ付左之面々も被召呼候事。伊藤道寿・土田友把・馬場存義」（天明元年十一月晦日）。これよりほど一年後の天明二年（一七八二）十月三日、存義は八十歳でこの世を去った。大名俳諧における馬場存義の存在の大きさは否定できないが、大名にとってはやはりお城坊主や遊芸の徒と同質の存在なのであった。つまり、人間關係の融和材だったのである。文芸がもつこの融和材としての性質を、過少に評価してはならない。

細川重賢の俳諧活動がすなわち人間關係だったという意味はもう一つある。重賢はまだ部屋住みであった若い時から俳諧に親しんでいた。しかし、それ以上に好んだのが漢詩であった。高野蘭亭や服部南郭との交流はよく知られている。『御代筆扣』宝暦八年十二月二十八日付け酒井山城守（松山公子）あての国元からの手紙で、重賢は「猶以寒氣嚴ニ候へ共、愈無障度々雅会可有之存候。赤羽老人も度々御逢被成候哉。不相替饗饌之由申越候。樂山公子ニも被成御逢候ハ、御致声奉頼候」と言っている。重賢四十九歳、江戸の雅会への羨しさがにじみ出ている。赤羽老人は南郭。樂山公子は水戸の徳川頼順で、重賢の詩友であった。これより三年前の宝暦五年、南郭の代わりに養子の服部仲英が藩邸にやってくる。重賢はすぐに仲英に手紙を送って喜んだ。『詩稿』宝暦五年乙亥『（永青文庫蔵）に「与服仲英」として書き写されている。はじめの方を少

し引いておこう。「嚮足下以十月十四日、初過敝邸、傾蓋交臂、新知之樂、猶旧相識也。即足下商確古今、討論典籍、有懸河談天之雄、聞者莫不撫掌賞嘆也、蓋君家先生、山斗天下、天人仰止、文藻蔚然不啻春葩、佳集之編、盛行于世、雖高足之徒、不能贊一辭、則千秋不朽之業、莫大焉……」というものである。南郭への傾倒が仲英にも投影されている。これ以後仲英は重賢の文学となる。仲英の詩文集『踏海集』には、重賢や秋山玉山や片岡朱陵や米田松洞や宇土の細川興文ら、肥後の詩人たちとの交流の跡が随処にみられる。

しかし、宝暦七年には蘭亭がこの世を去り、「嬰鑠」としていた筈の南郭も宝暦九年に没し、いつも側にいた秋山玉山も宝暦十三年になくなる。その四年後の明和四年には仲英が、翌五年には身近な詩友であった豊後日出藩の木下大和守俊泰が没する。重賢の残存詩稿をみると、安永期から次第に少なくなる。私には、以上の詩友たちとの別れがこのことと深く関係しているように思われ、そして安永期以降、重賢の俳諧活動がより一層盛んになることも関わっているように思われてならない。つまり、細川重賢にとって、漢詩と俳諧は相補関係にあったように思われるのである。

〔付記〕本稿の主旨は平成七年度俳文学会で報告したものである。本稿を成すにあたり、（財団法人）永青文庫および鳥取県立博物館に御高配をいただいた。また、永青文庫史料専門員川口恭子氏、鳥取県立博物館の坂本敬司氏にご教示いただいた。井上隆明氏には「古事記布俱路」の閲覧で便宜をはかっていただいた。感謝いたします。